

議案第 80 号

勝山市火災予防条例の一部改正について

勝山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

違反対象物に係る公表制度の実施の推進について（平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 133 号総務省消防庁通知）の趣旨に鑑み、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を設けるため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市火災予防条例の一部を改正する条例

勝山市火災予防条例(昭和 48 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 削除</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生の 　おそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第 3 条—第 1 　9 条の 3)</p> <p>　第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生の 　おそれのある器具の取扱いの基準(第 20 条—第 24 条の 2)</p> <p>　第 3 節 火の使用に関する制限等(第 25 条—第 32 条)</p> <p>　第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限 (第 33 条)</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 削除</p> <p>第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生の 　おそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第 3 条—第 1 　9 条の 3)</p> <p>　第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生の 　おそれのある器具の取扱いの基準(第 20 条—第 24 条の 2)</p> <p>　第 3 節 火の使用に関する制限等(第 25 条—第 32 条)</p> <p>　第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限 (第 33 条)</p>

<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第3 3条の2—第33条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い の技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基 準等(第34条—第37条)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第3 8条—第39条の2)</p> <p>第3節 基準の特例(第39条の3)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第40条—第50条)</p> <p>第6章 避難管理(第51条—第59条)</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第59条の2・第59条の3)</p> <p>第7章 雜則(<u>第60条—第69条</u>)</p> <p>第8章 罰則(<u>第70条・第71条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発 生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>(炉)</p>	<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第3 3条の2—第33条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱い の技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基 準等(第34条—第37条)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第3 8条—第39条の2)</p> <p>第3節 基準の特例(第39条の3)</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第40条—第50条)</p> <p>第6章 避難管理(第51条—第59条)</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第59条の2・第59条の3)</p> <p>第7章 雜則(<u>第60条—第70条</u>)</p> <p>第8章 罰則(<u>第71条・第72条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発 生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>(炉)</p>
--	--

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料
(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する
不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等
(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)
第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)
の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する
耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要
な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338
号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で
造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構
造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材
料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合を
いう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次
に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として**消防長又は
消防署長(以下「消防長等」という。)**が認める距離以上の距離
を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(15) (略)

(16) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は次
によること。

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければなら
ない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料
(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する
不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等
(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)
第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)
の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する
耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要
な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338
号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で
造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構
造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材
料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合を
いう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次
に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として**消防長**が認
める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(15) (略)

(16) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は次
によること。

ア 燃料タンクは、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は流出しない構造とし、かつ、地震等により容易に転倒又は落下しない構造とすること。

(新設)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

ヨ (略)

サ (略)

シ (略)

ス (略)

(17)～(18) (略)

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

ア 燃料タンクは、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しない構造とすること。

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

ヨ (略)

サ (略)

シ (略)

ス (略)

セ (略)

(17)～(18) (略)

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

<p>(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として<u>消防長が</u>指定するものに行わせること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(ストーブ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第13号まで及び第16号<u>工</u>を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第61条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号(ウ、<u>シ及びス</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号、第13条第1項(第7号を除く。)並びに第14条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>	<p>(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として<u>消防長が</u>指定するものに行わせること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(ストーブ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第13号まで及び第16号<u>才</u>を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第10条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第61条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号(ウ、<u>ス及びセ</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号、第13条第1項(第7号を除く。)並びに第14条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>
---	---

- | | |
|---|---|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号(ウ、<u>シ及びス</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号(ウ、<u>シ及びス</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号並びに第13条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで(第7号を除く。)並びに第2項並びに第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号(ウ、<u>ス及びセ</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号(ウ、<u>ス及びセ</u>を除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号並びに第13条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで(第7号を除く。)並びに第2項並びに第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置</p> |
|---|---|

に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号(ウ、シ及びスを除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第8号及び第10号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 (略)

(変電設備)

第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 変電設備(**消防長等**が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) (略)

に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号(ウ、ス及びセを除く。)、第17号及び第17号の3並びに第2項第1号及び第4号、第13条第1項第8号及び第10号並びに第14条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 (略)

(変電設備)

第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 変電設備(**消防長**が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに**消防長等**が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第16号及び第17号の3並びに第13条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第16号1中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第16号及び第17号の3、第13条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第16号1中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに**消防長**が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第16号及び第17号の3並びに第13条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第16号1中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第16号及び第17号の3、第13条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第16号1中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

<p>(舞台装置等の電気設備)</p> <p>第17条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 回路には、専用の保安装置を設けること。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを充てんする気球)</p> <p>第19条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 煙突その他火気を使用する施設<u>又は、電線その他障害となるおそれのあるもの</u>の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(基準の特例)</p>	<p>(舞台装置等の電気設備)</p> <p>第17条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水素ガスを充てんする気球)</p> <p>第19条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 煙突その他火気を使用する施設_____の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(基準の特例)</p>
--	--

第19条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、**消防長等**が当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第20条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として**消防長等**が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(4) (略)

(5) **避難上の障害とならない場所で使用すること。**

(6) (略)

(7) (略)

第19条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、**消防長**が当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第20条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として**消防長**が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(4) (略)

(削る)

(5) (略)

(6) (略)

<p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(10)の2</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>2 (略) (固体燃料を使用する器具)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 1 号から<u>第 10 号の2</u>までの規定を準用する。</p> <p>(気体燃料を使用する器具)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 20 条第 1 項第 1 号から<u>第 11 号</u>までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(9)の2</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2 (略) (固体燃料を使用する器具)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第 1 項第 1 号から<u>第 9 号の2</u>までの規定を準用する。</p> <p>(気体燃料を使用する器具)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 20 条第 1 項第 1 号から<u>第 10 号</u>までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p>
---	--

第23条（略）

2 前項に規定するものほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第6号から第8号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第24条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定を準用する。

（基準の特例）

第24条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長等が当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

第3節 火の使用に関する制限等

（喫煙等）

第23条（略）

2 前項に規定するものほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第24条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

（基準の特例）

第24条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長等が当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

第3節 火の使用に関する制限等

（喫煙等）

第25条 次に掲げる場所で、消防長等が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長等が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項の消防長等が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 (略)

4 第1項の消防長等が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合、当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長等が火災予防上必要と認める措置

(2) (略)

第25条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 (略)

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合、当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2) (略)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他当該階における全面的な禁止を確保するために**消防長等**が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の_____合計の30分の1以上としなければならない。ただし、**消防長等**が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の**消防長等**の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(裸火の使用)

第26条 屋外において、広告若しくは装飾用のために裸火を使用してはならない。ただし、特に必要な場所において消防長等が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(空地_____の管理)

第27条 (略)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他当該階における全面的な禁止を確保するために**消防署長**が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の**床面積の合計**の30分の1以上としなければならない。ただし、**消防署長**が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の**消防長**の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

第26条 削除

(空地及び空家の管理)

第27条 (略)

(新設)

(空家の管理)

第 28 条 空家の所有者、管理者又は占有者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 33 条 火災に関する警報が発令された場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外において火あそび又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

(5)～(7) (略)

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(基準の特例)

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第 28 条 削除

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 33 条 火災に関する警報が発令された場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

(5)～(7) (略)

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(基準の特例)

第33条の6 第33条の2から第33条の4までの規定は、住警器等について、**消防長又は消防署長**が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住警器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとおいては、適用しない。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第39条の3 この章(第34条、第36条及び第37条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、**消防長等**がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるととき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及

第33条の6 第33条の2から第33条の4までの規定は、住警器等について、**消防署長**が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住警器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるとおいては、適用しない。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第39条の3 この章(第34条、第36条及び第37条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、**消防長**がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めことができると認めるととき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及

及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加
(消火器具に関する基準)

第41条 (略)

2 (略)

3 令別表第1(1)項口(3)項から(6)項まで(9)項(12)項(13)項及び(1)4)項に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延面積が100平方メートル以上の当該対象物には消火器を設けなければならない。

4・5 (略)

(基準の特例)

第50条 この章の規定は、消防用設備等について**消防長等**が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この章の規定により消防用設備等の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めたとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の

び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加
(消火器具に関する基準)

第41条 (略)

2 (略)

3 令別表第1(1)項口、(4)項、(5)項、(6)項イ④、ハ及びニ、(9)項並びに(12)項から(14)項に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延面積が100平方メートル以上の当該対象物には消火器を設けなければならない。

4・5 (略)

(基準の特例)

第50条 この章の規定は、消防用設備等について**消防長**が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この章の規定により消防用設備等の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限に止めることができると認めたとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規

<p>規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。</p> <p>第6章 避難管理</p> <p>(基準の特例)</p> <p>第52条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長等が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>(指定催しの指定)</p> <p>第59条の2 消防長等は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</p> <p>2 消防長等は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければ</p>	<p>定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては適用しない。</p> <p>第6章 避難管理</p> <p>(基準の特例)</p> <p>第52条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。</p> <p>第6章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>(指定催しの指定)</p> <p>第59条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければ</p>
---	--

<p>ならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。</p> <p>3 消防長等は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第59条の3 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長等が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長等に提出しなければならない。</p> <p>第7章 雜則</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第60条 令別表第1各項((19)項及び(20)項を除く。)に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長等に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の防火対象物を使用しようとする者は、使用開始前に当該防火対象物について消防長等の検査を受けなければならない。</p>	<p>らない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。</p> <p>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第59条の3 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。</p> <p>第7章 雜則</p> <p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第60条 令別表第1各項((19)項及び(20)項を除く。)に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の防火対象物を使用しようとする者は、使用開始前に当該防火対象物について消防署長の検査を受けなければならない。</p>
---	---

<p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p> <p>第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長等に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第62条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性個体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長等に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第62条の2 消防長等は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p> <p>第61条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第62条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性個体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第62条の2 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行いその結果を証明することができる。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>
--	--

第63条 次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめその日時、場所その他当該行為に関してその旨を**消防長等**に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(指定洞道等の届出)

第63条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして**消防長等が**指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を**消防長等**に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(消防計画の提出)

第64条 法第8条第1項の防火対象物の管理について権原を有するものは、防火管理者が消防計画を作成し、又は変更したときは、速やかに**消防長等**に当該計画書を提出させなければならない。

(消防設備業の届出)

第63条 次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめその日時、場所その他当該行為に関してその旨を**消防署長**に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(指定洞道等の届出)

第63条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして**消防長が**指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を**消防署長**に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(消防計画の提出)

第64条 法第8条第1項の防火対象物の管理について権原を有するものは、防火管理者が消防計画を作成し、又は変更したときは、速やかに**消防署長**に当該計画書を提出させなければならない。

(消防設備業の届出)

第65条 消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火器具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。)の工事、整備又は販売を業として営もうとする者は、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要な事項を消防長等に届け出なければならない。

(試験及び検査)

第66条 消防用設備等の性能試験結果について証明を必要とする者の申出により消防長等はその結果を証明することができる。

2 危険物を貯蔵するタンクを製造し、販売し、又は使用する者の申出により、消防長等は、当該タンクの水圧検査又は水張検査を行ない、その結果を証明することができる。

(罹災証明)

第67条 火災による動産、又は不動産の罹災(消防活動による水損、及び損壊を含む。)で確認した事実について、消防長等はこれを証明することができる。

(手数料)

第68条 次に掲げる事項の申請者は、申請の際、勝山市消防手数料条例(平成12年勝山市条例第10号)第2条第3号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 第66条第2項の規定に基づく試験の結果に関する証明
- (2) (略)

第65条 消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火器具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。)の工事、整備又は販売を業として営もうとする者は、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要な事項を消防署長に届け出なければならない。

(試験及び検査)

第66条 消防用設備等の性能試験結果について証明を必要とする者の申出により消防署長はその結果を証明することができる。

(削る)

(罹災証明)

第67条 火災による動産、又は不動産の罹災(消防活動による水損、及び損壊を含む。)で確認した事実について、消防署長はこれを証明することができる。

(手数料)

第68条 次に掲げる事項の申請者は、申請の際、勝山市消防手数料条例(平成12年勝山市条例第10号)第2条第3号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 第62条の2第1項の規定に基づく検査
- (2) (略)

<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に掲げる<u>試験</u>を行う場合において特別費用を要するときは、当該<u>試験</u>の申請者はその費用を、負担しなければならない。</p>	<p><u>(3) 危険物の規制に関する政令第8条第4項の規定に基づく完成検査済証の再交付</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に掲げる<u>検査</u>を行う場合において特別費用を要するときは、当該<u>検査</u>の申請者はその費用を、負担しなければならない。</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第69条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は規則で定める。</u></p>
<p>(委任)</p> <p><u>第69条</u> (略)</p> <p>第8章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第70条</u> (略)</p> <p><u>第71条</u> (略)</p> <p><u>第72条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第70条</u> (略)</p> <p>第8章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第71条</u> (略)</p> <p><u>第72条</u> (略)</p>

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 69 条の規定は平成 32 年 4 月 1 日から施行する。